

茨城県地域交通政策推進協議会及びバス対策分科会運営要領

1 目的

この要領は、茨城県地域交通政策推進協議会設置要綱第4条第4項、第7条第2項及び茨城県地域交通政策推進協議会バス対策分科会設置要綱第4条第4項の規定に基づき、道路運送法第15条の2の規定に基づく路線の休止及び廃止（以下「休廃止等」という。）に関し、茨城県地域交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）及びバス対策分科会の運営について必要な事項を定める。

2 路線の休廃止等に係る協議の申出

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「乗合事業者」という。）は、道路運送法施行規則第15条の4第2号に基づき茨城県内の路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休廃止等の届出をしようとするときは、様式第1号により茨城県地域交通政策推進協議会長（以下「会長」という。）に協議の申出を行うものとする。ただし、道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基づき、旅客の利便を阻害しないと関東運輸局長が認めてあらかじめ公示した項目に該当する場合は、この限りでない。
- (2) (1)の申出は、事前に関係市町村と連絡調整のうえ、当該路線の休廃止等の予定の日の一年前までに申出を行うものとする。
- (3) 会長は、(1)の申出があった場合は、速やかに、関係者（茨城運輸支局、茨城県バス協会、茨城県ハイヤー・タクシー協会、関係市町村）にその内容を連絡するとともに、バス対策分科会に協議を付託するものとする。
- (4) (3)に関わらず、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行している場合には、会長は、市町村が主催する道路運送法施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議等（以下「地域公共交通会議等」という。）に協議を付託することができる。この場合において、地域公共交通会議又は活性化協議会は、(3)に規定する関係者に協議の申出の内容を連絡するものとし、当該協議に関する事項を記載した書類及び協議が調ったことを証する書類を速やかに協議結果を会長に報告するものとする。
- (5) 市町村は、生活交通の確保に関し協議の必要があるときは、同様に協議の申出を行うことができる。

3 協議申出に対する市町村への照会等

- (1) 会長は、乗合事業者から申出があったときは、4のバス対策分科会の会議の開催に先立ち、あらかじめ次の事項について、様式第2号により、関係市町村に期日を定めて照会するものとする。
 - ① 当該路線の生活路線としての存続意向
 - ② 運行の具体策（案）
 - ア 運行形態（路線バス、乗合タクシーその他の代替手段等）
 - イ 運行水準（運行ルート、運行回数、運行時刻等）

ウ 運行提供主体（バス事業者、市町村直営、運行委託等）

(2) (1)の照会を受けた市町村は、次の項目により十分検討のうえ、路線存続の意向及び運行の具体策（案）について、様式第3号又は様式第6号により会長に回答するものとする。

- ① 当該路線を路線バスとして維持すべきかどうかについて、他の代替交通機関の有無、事業の効率性やサービス水準などの観点から多角的に検討すること。
- ② 路線バスによらないこととした場合には、運行の目的、利用対象者等を明確にし、最も効率的な運行形態について、廃止代替バス、コミュニティバス、福祉バス、乗合タクシー、スクールバスの活用等、様々な方策を検討すること。
- ③ 具体策実現のための課題を整理するとともに、必要な費用等を試算すること。
- ④ 運行形態及び運行水準等の検討に当たっては、必要に応じ、住民等の意見を聴取すること。
- ⑤ 路線バスとして維持する場合や廃止代替バス等による場合には、利用促進のための対策を講ずること。
- ⑥ 検討に当たっては、関係市町村間において相互に連絡調整を行うなど、生活交通維持確保方策の合意形成に努めること。

(3) 茨城県バス協会及び茨城県ハイヤー・タクシー協会は、2の(3)による申出の写しの送付があった場合は、会員に周知するとともに、申出を行った乗合事業者以外の者で運行希望がある場合は、協議会に連絡するよう通知するものとする。

また、協会に加入していない事業者については、協議会事務局が同様に対応するものとする。

4 バス対策分科会

- (1) バス対策分科会長は、2の(3)の協議の付託があったときは、速やかに会議を開催するものとする。
- (2) バス対策分科会は、具体的な路線に係る生活交通の確保方策について協議し、様式第4号により合意事項をとりまとめるものとする。
- (3) 協議に当たっては、3の(2)による市町村の回答に基づき、協議を行うものとする。
- (4) 申出を行った乗合事業者以外の者から運行希望の表明等があった場合には、その意見を聴くものとする。
- (5) 関係事業者（(4)の運行希望事業者を含む。）は、事業者の現況その他必要と認められる情報をバス対策分科会に開示し、説明するものとする。
- (6) (1)から(5)の規定に関わらず、申出のあった路線が、市町村の委託により運行されている路線であって、様式第6号により、当該路線の休廃止等が専ら当該市町村の要請によるものである旨の回答が提出された場合は、当該路線の休廃止等については、バス対策分科会において協議が調ったものとみなすことができるものとする。

5 生活交通維持確保方策の実施

- (1) 関係者は、バス対策分科会における合意事項の実施に向けて適切な対応をとるものとする。
- (2) 乗合事業者は、路線の休廃止等をする場合にあつては、バス対策分科会において合意事項がとりまとまった後、関東運輸局茨城運輸支局に届け出るものとする。なお、この場合において、申出から6ヶ月以内に協議が調わないときは、乗合事業者の事業変更を妨げるものではない。
- (3) バス対策分科会においてとりまとめられた合意事項により市町村が対応すべき事項があった場合においては、市町村はその対応状況について様式第5号により会長に報告するものとする。

6 適用年月日

この要領は、令和4年4月13日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

この要領は、令和8年5月 日から適用する。

茨城県地域交通政策推進協議会及びバス対策分科会運営要領の改正について

1 概要

茨城県地域交通政策推進協議会及びバス対策分科会運営要領（以下、「運営要領」という。）について所要の改正を行う。

2 主な改正内容及び改正理由

（1）文言の修正（運営要領2（4）関係）

路線の休廃止等に係る協議の申出を地域交通会議等に付託した場合、地域交通会議等が茨城県地域交通政策推進協議会長へ提出する書類等の記載がなかったため、具体的な書類内容を記載し、改正後の規定条項に修正する。

3 新旧対照表

【改正案】

2 路線の休廃止等に係る協議の申出

- （4）（3）に関わらず、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行している場合には、会長は、市町村が主催する道路運送法施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議等（以下「地域公共交通会議等」という。）に協議を付託することができる。この場合において、地域公共交通会議又は活性化協議会は、（3）に規定する関係者に協議の申出の内容を連絡するものとし、当該協議に関する事項を記載した書類及び当該協議が調ったことを証する書類を速やかに _____ 会長に報告するものとする。

【現行】

2 路線の休廃止等に係る協議の申出

- （4）（3）に関わらず、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行している場合には、会長は、市町村が主催する道路運送法施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議等（以下「地域公共交通会議等」という。）に協議を付託することができる。この場合において、地域公共交通会議又は活性化協議会は、（3）に規定する関係者に協議の申出の内容を連絡するものとし、 _____ 協議結果を会長に報告するものとする。